

法務省民商第2307号

平成20年8月25日

法務局民事行政部長 殿

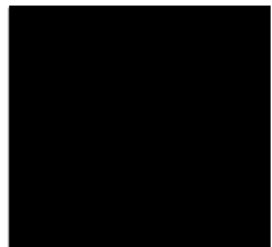
(除く東京)

地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

投資法人の解散時における監督役員の登記の抹消について（通知）

標記の件について、別紙1のとおり東京法務局民事行政部長から照会があり、別紙2のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



1 法登記 1 第 8 2 6 号

平成 2 0 年 7 月 2 8 日

法務省民事局商事課長 殿

東京法務局民事行政部長

投資法人の解散時における監督役員の登記の抹消について（照会）

投資法人についてその解散により清算手続が開始された場合には、当該投資法人の機関として監督役員を置くことはできない（投資信託及び投資法人に関する法律第 1 5 0 条の 4）こととなるため、解散前の投資法人に置かれていた監督役員は、執行役員と同様に、その解散により当然にその地位を失うものと考えられます。

したがって、投資法人の解散の登記をするときは、執行役員の登記だけではなく、監督役員の登記も職権で抹消すべきものと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

法務省民商第 2 3 0 6 号

平成 2 0 年 8 月 2 5 日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局商事課長

投資法人の解散時における監督役員の登記の抹消について（回答）
本年 7 月 2 8 日付け 1 法登記 1 第 8 2 6 号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。